

平成 2 9 年

上尾市教育委員会 3 月定例会 議案

議 案 名

議案第 1 2 号	上尾市教育委員会教育長職務代理者の事務を委任する規則の制定について -----	1
議案第 1 3 号	上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について -----	3
議案第 1 4 号	上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を改正する規則の制定について -----	4
議案第 1 5 号	上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について -----	5
議案第 1 6 号	上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について -----	6
議案第 1 7 号	行政文書非公開決定処分に係る審査請求事案の裁決について -----	7
議案第 1 8 号	行政文書公開等決定処分に係る不服申立て事案の決定について -----	1 3
議案第 1 9 号	上尾市社会教育指導員設置規則等の一部を改正する規則の制定について -----	2 2
議案第 2 0 号	上尾市人権教育推進プラン（基本計画）改訂版の策定について -----	2 5
議案第 2 1 号	上尾市指定文化財の指定について -----	2 6
議案第 2 2 号	教育委員会事務局及び教育機関の職員の人事異動について -----	2 8

議案第 1 2 号

上尾市教育委員会教育長職務代理者の事務を委任する規則の制定について

上尾市教育委員会教育長職務代理者の事務を委任する規則を次のように定める。

平成 2 9 年 3 月 2 3 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市教育委員会教育長職務代理者の事務を委任する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 1 3 条第 2 項の規定に基づき、あらかじめ教育長が指名する委員（以下「教育長職務代理者」という。）が教育長の権限に属する事務を行う場合における法第 2 5 条第 4 項に規定する事務の委任に関し必要な事項を定めるものとする。

(委任する事務)

第 2 条 教育長職務代理者が行う教育長の権限に属する事務は、次に掲げる事務を除き、教育委員会事務局の職員（以下「事務局職員」という。）に委任する。

- (1) 法第 1 4 条に規定する教育長の権限に属する事務
- (2) 上尾市教育委員会会議規則（昭和 6 0 年上尾市教育委員会規則第 2 号）に規定する教育長の権限に属する事務
- (3) 上尾市教育委員会傍聴人規則（平成 1 3 年上尾市教育委員会規則第 9 号）に規定する教育長の権限に属する事務

(委任の順位)

第 3 条 前条の規定により教育長職務代理者が事務を委任する事務局職員は、部長とし、その順序は、次のとおりとする。

- (1) 教育総務部長
- (2) 学校教育部長

(委任事務の留保)

第 4 条 前条に定める事務局職員は、委任された事務であっても、次の各号

のいずれかに該当する場合は、その処理について教育長職務代理者の指示を受けなければならない。

- (1) 事案が重要かつ異例と認められるとき。
 - (2) 事案について疑義若しくは紛議のあるとき、又は紛議を生ずるおそれがあるとき。
- 2 前項に定めるもののほか、教育長職務代理者は、特に必要があると認めるときは、委任した事務について報告を求め、又は指示を行うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

上尾市教育委員会教育長職務代理者の事務を事務局職員に委任すること等に関し、必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

議案第 13 号

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 29 年 3 月 23 日

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則（平成 27 年上尾市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表支給認定保護者の区分の欄中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同表備考 3 中「第 14 条第 1 項」を「第 14 条」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）の施行に伴い所要の改正を行うため、この案を提出する。

議案第 14 号

上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を改正
する規則を次のように定める。

平成 29 年 3 月 23 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を
改正する規則

上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則（平成 13 年
上尾市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 10 条とし、第 6 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 5 条中「前条」を「第 4 条」に改め、同条を第 6 条とし、第 4 条の次に
次の 1 条を加える。

（図書館に置かれる職及びその職務）

第 5 条 前条に定めるもののほか、必要に応じて、図書館には副館長を置き、
その職務は、館長を助け、及び図書館の事務のうち特に指定された事務を
調整することとする。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

図書館副館長の職を置くことができるようにしたいので、この案を提出
する。

議案第15号

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月23日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程（平成20年上尾市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表2の項中「主席副参事」の次に「（図書館の所掌事務を掌理する主席副参事を除く。）」を加え、同条第2項の表2の項中「図書館次長」を「図書館副館長 図書館次長」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

図書館副館長の職を置くことができるようになったことに伴い、その所属長に係る規定の整備を行いたいので、この案を提出する。

議案第16号

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月23日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成22年上尾市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2教育総務部教育総務課の表4の項第2号ア、第7号ウ及び第8号オ中「、主席副参事」の次に「、図書館副館長」を加え、同項第9号中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改め、「、主席副参事」の次に「、図書館副館長」を加え、同項第11号イ中「主席副参事」の次に「、図書館副館長」を加える。

別表第3の3の項第1号ア、第3号ア、第5号ア及び第6号ア中「図書館次長」を「図書館副館長及び図書館次長」に改め、同表備考を同表備考(1)とし、同表備考に次のように加える。

(2) この表の事務の欄にある図書館副館長の職にある者が教育総務部の主席副参事を兼ねている場合にあっても、これを兼ねていないものとみなして、この表の規定を適用する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

図書館副館長の職を置くことができるようになったことに伴い所要の改正を行うほか、介護時間の承認に係る規定の整備をしたいので、この案を提出する。

議案第17号

行政文書非公開決定処分に係る審査請求事案の裁決について

平成28年6月22日付け提起された行政文書の公開請求に対する決定（以下「本件非公開決定」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）に対して、下記のとおり裁決する。

平成29年3月23日提出

上尾市教育委員会教育長 池野 和己

記

- 1 決定内容 本件審査請求を棄却する。
- 2 理由 別紙「裁決書」の「理由」のとおり。
- 3 その他 当該審査請求人には、別紙「裁決書」により通知する。

提案理由

本件審査請求について、当該行政文書の公開請求に係る処分の審査請求の棄却を裁決したいので、この案を提出する。

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 上尾市教育委員会

審査請求人が平成28年8月1日に提起した処分庁による行政文書非公開決定処分について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、平成28年6月22日、上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により平成28年3月定例会の一般質問において、給食費の徴収や管理について、学校教育部長の「『他市の事例では、公会計を導入したことにより未納が増えてしまったということがございます』との答弁を裏付ける文書、メモ、資料等の類。」（以下「本件対象文書」という。）についての公開を請求した。
- 2 処分庁は、平成28年7月1日に、条例第11条第3項の規定により、本件対象文書を保有していないことを理由に公開請求に係る行政文書を保有していないことによる非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、平成28年8月1日に上尾市教育委員会に対して、本件処分を取消し、本件対象文書の公開を求めため、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件対象文書を保有していないということは、学校教育部長は何の根拠もなく答弁したことになる。質問した議員に対して、上尾市議会に対して、さらには全上尾市民に対して、説明責任を果たしているとは到底言うことはできない。審査請求人は、処分庁が本件対象文書を保有していると確信し、審査請求する、というものである。

2 処分庁の主張

平成28年上尾市議会3月定例会における秋山もえ議員の一般質問に対する学校教育部長の答弁については、学校給食事務を所掌する教育長、学校教育部長、学校教育部次長、学校教育部学校保健課長、同課職員が答弁書の作成に関わり、学校教育部長が答弁したものである。行政文書公開請求書を受理した後、答弁書の作成に当たって参考とした文書、メモ、資料等を検索した結果、答弁書の他には文書等として保存されていない状況であった。答弁書の作成に当たっては、北足立北部学校給食担当者連絡協議会において得られた情報及びインターネット上に公開されている他の自治体における事例や議会答弁等を参考に作成したものであり、これらの情報のうち前者については、口頭による情報交換であったこと、後者については、一時的には紙媒体として出力したが、答弁書作成後は廃棄しており、文書、メモ、資料等として保存しておらず、今般の決定に至った旨反論している。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 条例によれば、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図る（第1条）旨規定されている。
- (2) 上尾市文書取扱規程（昭和50年上尾市訓令第9号。以下「規程」という。）によれば、文書は、必要に応じ、速やかに取り出せるよう

系統的に整理し、主務課において保管しなければならない（第30条）旨規定されている。

2 本件処分について

- (1) 処分庁は、答弁書の作成に当たり、北足立北部学校給食担当者連絡協議会において口頭で得たとする情報（以下「口頭情報」という。）を参考にしたと主張するが、口頭情報は、条例第2条第2号における「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに類する物であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。（以下、略）」のいずれにも該当しない。

よって、口頭情報は、公開請求の対象となる行政文書には該当せず、公開請求の対象にならないものである。

- (2) 処分庁は、答弁書の作成に当たり、インターネットで公開されている情報を出力したとする文書（以下「出力文書」とする。）を一時的に取得したということであるが、出力文書は、一般的に言われていることについて、インターネット上に存する資料により担当者が再確認する程度のものであり、個人的に出力し、その後他の職員や市民へ配布又は回覧等することなく廃棄したとすることである。出力文書についてはインターネットで公開されている情報であり、何人も容易に閲覧、取得できるものであることを理由として、答弁書の作成が終わった時点で、処分庁が保管せずに廃棄したことは、規定に照らしても問題はないと考えられ、本件対象文書が公開請求された時点で出力文書が存在しないとしても、不自然であるとは言えない。

また、本件審査請求に係る平成28年上尾市議会3月定例会における秋山もえ議員の一般質問については、学校給食を公会計化した場合の一般的なメリット及びデメリットを質問したものであり、それに対して学校教育部長も一般的に言われている内容を答弁していると解され、重要性が高くないとして、出力文書を廃棄した処分庁の判断は、

やはり不自然であるとは言えない。

よって、出力文書について、処分庁が一時的に取得したが、その出力文書を廃棄し、本件対象文書が公開請求された時点で存在しないことについては、合理性がないとまでは言えず、本件対象文書が公開請求された時点において、処分庁が出力文書を保有していると推認することはできない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年 月 日

審査庁 上尾市教育委員会

（教示）

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として（訴訟において上尾市を代表する者は教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として（訴訟において上

尾市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

議案第 18 号

行政文書公開等決定処分に係る不服申立て事案の決定について

平成 28 年 3 月 10 日付け提起された行政文書の公開請求に対する決定（以下「本件公開、一部公開又は非公開決定」という。）についての不服申立て（以下「本件不服申立て」という。）に対して、下記のとおり決定する。

平成 29 年 3 月 23 日提出

上尾市教育委員会教育長 池野 和己

記

- 1 決定内容 本件不服申立てを棄却する。
- 2 理 由 別紙「決定書」の「第 2 当庁の判断」のとおり。
- 3 そ の 他 当該不服申立人には、別紙「決定書」により通知する。

提案理由

本件不服申立てについて、当該行政文書の公開請求に係る処分の不服申立ての棄却を決定したいので、この案を提出する。

決 定 書

不服申立人 住所
氏名

不服申立人が平成28年3月10日付で提起した行政文書の公開請求に対する決定（以下「本件公開、一部公開又は非公開決定」という。）についての不服申立て（以下「本件不服申立て」という。）に対して、次のとおり決定する。

主 文

本件不服申立てを棄却する。

不服申立ての趣旨

第1 不服申立ての趣旨及び理由

1 不服申立ての趣旨

本件不服申立ての趣旨は、原処分を取り消し、対象文書1から対象文書8まで文書の公開を求めるというものである。

2 不服申立ての理由

(1) 平成27年度研究発表校全11校の研究発表会当日の県費教職員の休憩時間がどの時間帯に与えられているかが判別できる文書等及び研究発表会当日の日程が判別できる文書等

実施機関が委嘱した研究発表会は、学校教育部長の市議会答弁では「勤務時間内に計画的に進められている」とされている。しかしながら、現実には真逆であり、教員にとっては心身ともに大変な負担になっている。今回の行政文書公開請求書にも縷々記述したが、実施機関委嘱の「研究発表会」による弊害が多々あることについては、長年学校職員として勤務してきた不服申立人は経験上実感しており、今回不服申立人が請求した内容は、数ある弊害のうち、県費教職員の休憩時間に関するものである。

公開とされた研究発表会当日の日程の文書に貼られた付箋には『休憩時間』については、日程の中で45分、校長判断で設定をしております」と書かれている。これでは文書が公開されているとはとても言えない状況であり、不服この上ない。あまりにも無責任であり、情報公開の趣旨からは逸脱していると言わざるを得ない。

校長判断で職員に口頭で伝えるなどの方法で当日の休憩時間を設定しているのであれば、通常とは異なる休憩時間の付与となるので、学校日誌等にその旨記載されているのが当然である。そのような対応をとらないのは、

校長又は実施機関の担当者の対応に明白な瑕疵があると判断する。

(2) **もしも休憩時間が付与されなかった学校があった場合は、その休憩時間の代替措置がどのようになっているかが判別できる文書等**

実態から考えて、研究発表会当日に休憩時間を設定するのは不可能であるから、措置が必要である。さもなければ、校長は、上尾市立小・中学校管理規則（昭和32年上尾市教育委員会規則第5号）の違反に問われかねない。そのことを知りながら、実施機関の原処分は、見方によっては、校長の管理規則違反の幫助とも言え、不服である。

以上のように、実施機関なり校長の対応を見ていくと、研究発表に前のめりになりすぎた結果、職員に対して休憩時間を付与することも軽んじられており、学校教育部長の市議会での答弁「(研究指定の発表は)勤務時間内に計画的に進められている」は全くの虚偽ということになる。しかも、「情報公開制度を前提とし、透明性を高めた上で、市民の市政への参画を意識した教育行政を進める」という姿勢は見られない。

こうした不服申立人の指摘が違うというのであれば、実施機関は、自らが所持している情報を再度精査し、不服申立人の納得いく文書、メモ等を開示することを強く求める。

(3) **平成27年10月29日に実施された上尾市立大石中学校の学習指導の研究発表会に指導者として訪問した上尾市教育委員会指導課指導主事のうち、小学校勤務しか経験のない指導主事の人数、中学校の教員免許を所持していない指導主事の人数について判別できる文書類**

研究指定の発表会では、指導者として実施機関の指導課指導主事が市内小中学校に来校する。

指導主事の職は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和30年法律第162号。以下「地教行法」という。）により、「指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。」と定められている。

ところが、研究指定の発表会では、「(専門的事項について教養と経験がある)指導者」であるはずの指導主事の中には、実は小学校の経験しかない、それどころか場合によっては中学校の教員免許すら所持していないにもかかわらず、中学校の経験豊かな先生に対して指導するという、市民的視座からも大変奇妙な実態がある。

こうした事実に基づき、実施機関が所持している情報の公表を求めた。ところが、これについても「文書を作成していません」ということで非公開という扱いとなったが、不服申立人は不服である。この処分をした実施

機関の職員は、情報公開制度を理解しているのか、一度でも上尾市情報公開条例に目を通してしているのか、甚だ疑問である。

実施機関が所持している情報は、当然に情報公開請求の対象となる。請求した小学校勤務しか経験の無い指導主事の人数及び中学校の教員免許を所持していない指導主事の人数とも実施機関は情報を所持しているはずであり、しかも不服申立人は個人の氏名を求めているわけではなく、そういった指導主事が何人存在しているかの情報を求めているのであるから、不服申立てするものである。

さらに、かつて不服申立人が実施機関の指導課指導主事の所持する教員免許の種別の情報開示を求めた際には、指導主事の氏名を明らかにした上ですべて公開されたという事実があることを申し添える。

- (4) **実施機関の研究指定校の研究発表会の参加について、例えば「各校2名が参加するように」といった指示や伝達、連絡が出されていると推測できるが、そのことが判別できる文書等**

研究発表会開催通知に付箋が貼付されており、その付箋には「管理職と職員の2名」と記載されているが、これを書いたのが校長なのか、実施機関の職員なのかも明示されていない。これでは文書が公開されているとはとても言えない状況であり、不服である。

「管理職と職員の2名」ということは、おそらく、校長・教頭会議か、あるいは別途文書、電子メールなどで伝えていられるので、その写し、少なくとも付箋に書いたメモではないものを求め、不服申立てするものである。

- (5) **平成26年12月市議会の鈴木茂議員の質問に対する学校教育部長の答弁は「上尾市内教員の勤務時間は7時間45分であり、臨時または緊急ではない部活動の時間は勤務時間ではない。部活動の時間は、夏期は約2時間、冬期でも約1時間であり、部活動は上尾市でも学校教育の一環と位置付けられており、全職員が指導に当たっている」という大変矛盾に満ちたものであるが、この答弁が矛盾せず、整合性があると実施機関が判断していることが判別できる文書等**

西倉学校教育部長の答弁は、大変矛盾に満ちたものであるが、西倉学校教育部長の答弁に当たって、何かしらの情報に基づいて答弁していると考えられるので、このことに関して、実施機関が所持する文書の写しの公開を求め、不服申立てするものである。

- (6) **実施機関が所持している、上尾市内中学校において、教員が輪番で担当している日直が生徒の部活動終了後に校舎内を見回るのは勤務ではないと**

判別できる文書等

西倉学校教育部長による平成26年12月の上尾市議会定例会における鈴木茂議員への答弁は、「(教員の)勤務時間は1日7時間45分であり、(原則として)校長は時間外勤務を命じておらず、会議、行事、生徒指導等(いわゆる「限定4項目」か)で勤務時間を超えた場合には、校長が勤務時間の割り振り変更を適切に行っているが、勤務開始時刻よりも早く入校する教員や、勤務時間終了後遅くに退校する教員もいる」というものであった。

実施機関の決定のとおり文書不存在が事実であれば、中学校現場で教員が輪番で「日直」として生徒の部活動終了後に校舎内を見回る事実を把握していないことになる。

いったい、実施機関は中学校で日直業務を含め、遅くまで勤務している教員の実態をどう捉えているのか。西倉学校教育部長の市議会答弁及び担当課の対応には、不服申立人は怒りを禁じえない。

うわべだけ取り繕って、結局、実施機関は知らん顔をしているだけということにならないためにも、実施機関が把握し、所持している文書等の写しの開示を請求する。手始めに、どの学校でもよいので、学校日誌あるいは当番日誌の類を入手した上で、「日直は教員の勤務にはあたらない」とする西倉学校教育部長の答弁の正当性があるならば、そのことが判別できる文書、メモの写し等の公開を求める。

(7) 「教師力アップ講座」が仮に実施機関の主催である場合、その起案文書

「教師力アップ講座」と題した研修会については、平成23年度＝10回、平成24年度＝19回、平成25年度＝25回、平成26年度＝22回、平成27年度＝21回と、開催回数が非常に多いものである。

また、法定により毎年報告されている「上尾市教育委員会の事務に関する点検評価報告書」の中で「基本目標Ⅲ 安心して質の高い学校教育の推進施策1 教職員の資質・能力の向上」では教育委員会の施策評価として、勤務時間外の教師力アップ講座と題した教科等の指導方法研修が述べられている。さらに、開催チラシから実施機関の主催であることが判別できた。

このように回数が非常に多く、点検評価報告書の中でも自己評価している「教師力アップ講座」について、起案文書が作成されていないということは全く信じられない。起案文書が無いということになれば、「勤務時間外に」「恣意的に」「公共の建物を使って」「参加申込はデスクネットを利用して電子メールで」「チラシは上尾市の紙を使って」実施したということになり、場合によっては住民監査請求の対象になる可能性もあると推測される。

おそらく、起案文書あるいは、それに類する文書等の存在を実施機関の

職員は失念しているか、あるいは恣意的に隠蔽していると考えられるので、公開を求め、不服申立てするものである。

- (8) 「教師力アップ講座」以外で、平日の勤務時間終了後や土曜日や日曜日の週休日に実施機関の指導主事あるいは上尾市立小中学校の校長が、講師として一部の職員の研修会・講習会の類に出席していることが判別できる文書類

上尾市内の教頭試験の受験者のための講習会が時間外に開催されていることは、その詳細については承知していないものの、学校関係者の間では知られているところである。「把握しておりません」とするのは、実施機関の隠蔽主義を如実に表してそういった「管理職受験講座」を実施しているという事実は、あくまでも隠蔽しておきたいという姿勢を改め、不服申立人の請求に応えるよう、不服申立てするものである。

第2 当庁の判断

1 判断

- (1) 平成27年度研究発表校全11校の研究発表会当日の県費教職員の休憩時間がどの時間帯に与えられているかが判別できる文書等及び研究発表会当日の日程が判別できる文書等を公開としたことについて

請求のあった文書については、請求書に文書を特定する明確な記載がなく、実施機関としても文書の特定に努めたが、特定することができなかった。このことから、公開した文書に貼付した付箋は、学校教育部指導課長が「休憩時間については、日程の中で45分、校長判断で設定しております。」と付箋を用いて説明を加えたものである。

しかし、原処分後、異議申立書に「学校日誌の写しを不服申立人に示す等の方法で開示を行うのは当然」と記載されており、対象文書の特定がなされたことから、平成28年12月2日に容認し、一部公開の決定をして、各校の研究発表会当日の学校日誌を公開した。

- (2) もしも休憩時間が付与されなかった学校があった場合は、その休憩時間の代替措置がどのようになっているかが判別できる文書等を非公開としたことについて

研究発表会当日の勤務の割振りについては、校長が適切に割り振っており、「休憩時間が付与されなかった学校があった場合」に該当せず、また、請求に対して、文書の特定に努めたが、特定することができなかった。

以上のことから、文書不存在として非公開と決定したことは、妥当である。

- (3) 平成27年10月29日に実施された上尾市立大石中学校の学習指導の

研究発表会に指導者として訪問した上尾市教育委員会指導課指導主事のうち、小学校勤務しか経験のない指導主事の人数、中学校の教員免許を所持していない指導主事の人数について判別できる文書類を非公開としたことについて

平成27年度に上尾市教育委員会指導課に在籍する指導主事について、経歴や所持する免許種の人数を記載した文書又はそれらの人数が認識可能な一覧表等を作成又は保有していないことから、文書不存在として非公開の決定をしたものである。

なお、指導主事の経歴及び所持する免許種については、職員個々の履歴書に記載されているが、これらについては個人情報であるため、公開請求された文書には該当しないものと判断したものである。

以上のことから、文書不存在として非公開と決定したことは、妥当である。

- (4) 実施機関の研究指定校の研究発表会の参加について、例えば「各校2名が参加するように」といった指示や伝達、連絡が出されていると推測できるが、そのことが判別できる文書等を公開としたことについて

本件公開決定した「研究発表会開催通知」には、「貴職の出席及び貴職下職員の派遣について配慮願います。」との記載があり、この一文が管理職と教員に参加を促している指示、伝達であることから、当該文書を特定したものである。

なお、上記(1)で公開決定した文書と同一の文書であったため、文書に付箋で同一の文書である旨を記載して説明を示して、不服申立人の複写費用の軽減を図ったものである。

なお、原処分において公開した文書のほか、文書は保有していない。

- (5) 平成26年12月市議会の鈴木茂議員の質問に対する学校教育部長の答弁は「上尾市内教員の勤務時間は7時間45分であり、臨時または緊急ではない部活動の時間は勤務時間ではない。部活動の時間は、夏期は約2時間、冬期でも約1時間であり、部活動は上尾市でも学校教育の一環と位置付けられており、全職員が指導に当たっている」という大変矛盾に満ちたものであるが、この答弁が矛盾せず、整合性があると実施機関が判断していることが判別できる文書等

「上尾市内教員の勤務時間は7時間45分であり、臨時または緊急ではない部活動の時間は勤務時間ではない。部活動の時間は、夏期は約2時間、冬期でも約1時間であり、部活動は上尾市でも学校教育の一環と位置付けられており、全職員が指導に当たっている」という記述は、複数の一問一答式の問いに対しての答弁を組み合わせたものである。

学校教育部長は、一問一答式の問いに対し、法令及び各中学校長からの口

頭での情報提供を根拠に答弁したものであり、実施機関は、請求人が求める文書等を作成、保有していないため、文書不存在として非公開と判断したものである。

以上のことから、文書不存在として非公開と決定したことは、妥当である。

(6) **実施機関が所持している、上尾市内中学校において、教員が輪番で担当している日直が生徒の部活動終了後に校舎内を見回るのは勤務ではないと判別できる文書等**

各校の実態としては、委託先職員が学校内の施錠等を実施している学校もあるが、教職員が自らの目で校内の安全確認を行い、学校内の施錠等を実施している学校もある。このような学校においては、勤務時間内に見回りを実施するなど、適切な勤務時間管理を行うように校長会議等において指示伝達している。なお、法令及び条例により、原則として、時間外勤務を命じることはないが、勤務時間外に教職員が校舎内を見回りを行い、施錠等を実施している学校がある場合には、学校訪問等の際に、勤務時間内に見回りを実施するように指導している。

したがって、実施機関として保有している文書等は不存在のため非公開と判断したものである。

以上のことから、文書不存在として非公開と決定したことは、妥当である。

(7) **「教師力アップ講座」が仮に実施機関の主催である場合、その起案文書**

「教師力アップ講座」は、受講者が自主的に参加できる研修として、勤務時間外に教育委員会が主催する自己研鑽のための研修会である。実施機関としては、将来的には意欲ある教職員が運営の主体となって開催することを想定しており、そのきっかけ作りとして、初年度からこれまで指導課職員が主体となって開催をしてきたものである。決裁文書として上司への伺いを回議することではなく、口頭による上司への報告、相談によって、開催してきており、起案文書は作成していないため、文書不存在として非公開と判断したものである。

以上のことから、文書不存在として非公開と決定したことは、妥当である。

(8) **「教師力アップ講座」以外で、平日の勤務時間終了後や土曜日や日曜日の週休日に実施機関の指導主事あるいは上尾市立小中学校の校長が、講師として一部の職員の研修会・講習会の類に出席していることが判別できる文書類**

職務上において、講師の依頼があり、当該派遣が適切であるものと判断される場合には、実施機関は、依頼文書を収受し、職務命令として職員を派遣することとなるが、実施機関は、指導主事又は校長の講師派遣に係る依頼文

書を収受していない。不服申立人が指摘する『教頭試験』の受験者のための『講習会』等は任意の研修会と認識し、開催されている事実は了知している。しかしながら、職務上の依頼でない場合には、依頼文書を各個人が受領するものであり、実施機関として保有している文書等は、不存在のため非公開と判断したものである。

以上のことから、文書不存在として非公開と決定したことは、妥当である。

2 結論

以上のとおりであるから、主文のとおり決定する。

平成29年 月 日

上尾市教育委員会

教示 この決定の取消しの訴えは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市教育委員会です。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

議案第 19 号

上尾市社会教育指導員設置規則等の一部を改正する規則の制定について

上尾市社会教育指導員設置規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 29 年 3 月 23 日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

上尾市社会教育指導員設置規則等の一部を改正する規則

(上尾市社会教育指導員設置規則の一部改正)

第 1 条 上尾市社会教育指導員設置規則(昭和 49 年上尾市教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条を削る。

第 5 条の見出しを「(任用の要件)」に改め、同条中「委嘱する」を「任用する」に改め、同条を第 4 条とし、第 6 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 9 条の見出しを「(解任)」に改め、同条中「解嘱」を「解任」に改め、同条を第 8 条とする。

第 10 条を第 9 条とする。

(上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部改正)

第 2 条 上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則(平成 13 年上尾市教育委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、教育心理専門員及び就学相談員」を「及び教育心理専門員(以下「教育相談員等」という。)」に改める。

第 2 条第 4 項を削る。

第 4 条を削る。

第 5 条の見出しを「(任用の要件)」に改め、同条第 1 項中「委嘱する」を「任用する」に改め、同条第 2 項を削り、同条を第 4 条とし、第 6 条から第 10 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 11 条の見出しを「(解任)」に改め、同条中「第 6 条本文」を「第 5 条本文」に、「解嘱」を「解任」に改め、同条を第 10 条とする。

第 1 2 条中「教育相談員、学校適応指導教室指導員、教育心理専門員及び就学相談員」を「教育相談員等」に改め、同条を第 1 1 条とする。

(上尾市さわやか相談室相談員設置規則の一部改正)

第 3 条 上尾市さわやか相談室相談員設置規則(平成 1 6 年上尾市教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条を削る。

第 5 条の見出しを「(任用の要件)」に改め、同条中「委嘱する」を「任用する」に改め、同条を第 4 条とし、第 6 条から第 1 1 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 1 2 条の見出しを「(解任)」に改め、同条中「第 6 条本文」を「第 5 条本文」に、「解嘱」を「解任」に改め、同条を第 1 1 条とする。

第 1 3 条を第 1 2 条とする。

(上尾市子どもの読書活動支援センター協力員設置規則の一部改正)

第 4 条 上尾市子どもの読書活動支援センター協力員設置規則(平成 2 4 年上尾市教育委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条を削る。

第 5 条の見出しを「(任用の要件)」に改め、同条中「委嘱する」を「任用する」に改め、同条を第 4 条とし、第 6 条から第 1 0 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 1 1 条の見出しを「(解任)」に改め、同条中「第 6 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に、「解嘱」を「解任」に改め、同条を第 1 0 条とする。

第 1 2 条を第 1 1 条とする。

(上尾市文化財調査専門員設置規則の一部改正)

第 5 条 上尾市文化財調査専門員設置規則(平成 2 6 年上尾市教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条を削る。

第 5 条の見出しを「(任用の要件)」に改め、同条中「委嘱する」を「任用する」に改め、同条を第 4 条とし、第 6 条から第 1 0 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 1 1 条の見出しを「(解任)」に改め、同条中「第 6 条第 1 項」を

「第5条第1項」に、「解嘱」を「解任」に改め、同条を第10条とする。
第12条を第11条とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

社会教育指導員、教育相談員、学校適応指導教室指導員、さわやか相談室相談員、教育心理専門員、子どもの読書活動支援センター協力員及び文化財調査専門員の身分を、特別職の非常勤職員から一般職の非常勤職員に位置付けることに伴い所要の規則の改正を行うため、この案を提出する。

議案第 20 号

上尾市人権教育推進プラン（基本計画）改訂版の策定について
上尾市人権教育推進プラン（基本計画）改訂版を別冊のとおり定める。

平成 29 年 3 月 23 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

提案理由

上尾市人権教育推進協議会の答申及び市民コメントを踏まえ、上尾市人権教育推進プラン（基本計画）改訂版を定めたいので、この案を提出する。

議案第 2 1 号

上尾市指定文化財の指定について

下記のとおり、上尾市指定文化財に指定することについて議決を求める。

平成 2 9 年 3 月 2 3 日 提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

1 指定する文化財

名 称 伝^{でん}どんどん山出土海^{かい}獣^{じゅう}葡萄^ぶ鏡^{きょう}

文化財の種類 有形文化財

種 別 考古資料

員 数 1 面

所 在 地 上尾市教育委員会（上尾市本町三丁目 1 番 1 号）

所有者の氏名 上尾市

所有者の住所 上尾市本町三丁目 1 番 1 号

概 要 別紙のとおり

2 指定期日

平成 2 9 年 3 月 2 4 日

提案理由

上尾市文化財保護条例（平成 1 8 年上尾市条例第 8 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、上尾市指定文化財に指定したいので、この案を提出する。

でん やま かいじゅうぶどうきょう
伝どんどん山出土海獣葡萄鏡

- (1) 名称 伝どんどん山出土海獣葡萄鏡
(2) 種別 有形文化財（考古資料）
(3) 員数 一面
(4) 所在地 上尾市教育委員会（上尾市本町三丁目1番1号）
(5) 所有者 上尾市
(6) 概要

本資料は、かつて上尾市大字平塚 1617 番地 1 付近に存在した「どんどん山」と呼ばれる全高 7 m 以上の小高い塚から出土したと伝わる海獣葡萄鏡である。

海獣葡萄鏡は、中国唐時代を起源とする青銅鏡の一つで、威信財や信仰の道具として、奈良・平安時代に日本に輸入され、またそれに倣って作られた鏡（倣製鏡）も、以降、国内で多数生産された。

本資料は、面径 9.4 cm の小型海獣葡萄鏡に分類される。紐は伏臥した獣形で、内区には唐草文の間に四狻猊（獅子：海獣）が地に伏した姿の俯瞰視で表現され、外区主文様には唐草文と共に禽（鳥）だけが描かれている。鏡背、鏡面共に暗茶褐色を呈し、鏡面の内区には若干の緑青が認められるが、総じて整美な状態を維持しており、錆化はほとんど見られない。鏡面は平滑に磨き上げられ、全体に無数の擦痕があり、人の手により長く伝世されたことがわかる。また、類例との比較検証及び蛍光 X 線分析によると、国内で踏み返された鏡（原型となる鏡から型取りした鋳型を用い鋳造する技法）である可能性の高い。これらのことから、本資料は古代末から中世にかけて国内で製造された倣製鏡であると考えられる。

なお、どんどん山については、当該地周辺にいくつかの塚が存在した記録が残っており、二ツ宮周辺を記録した延宝 6（1678）年の絵図や、「平塚円墓」と記載がある昭和 31 年発行「上尾自治だより（第 24 号）」などの資料がある。

伝承や資料、観察結果から、本資料は塚の中に作られた空間を伴う施設に埋蔵されていたと推察され、どんどん山は、古墓または中近世にかけて多く作られた修験や仏教関係の施設である経塚などの可能性が考えられる。

以上のことにより、本資料は当該地に伝世した資料という、地域の歴史を考える上で貴重な資料であるとともに、類例との比較検証で判明した同範鏡・同型鏡（同じ原型から鋳造された鏡）の存在から、日本列島における上尾市域の歴史を理解する上で、学術上価値の高い、市にとって重要な資料であると言える。

議案第 22 号

教育委員会事務局及び教育機関の職員の人事異動について

教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る平成 29 年度当初人事異動を下記のとおり実施する。

平成 29 年 3 月 23 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

別冊「平成 29 年度当初人事異動（案）」のとおり

提案理由

教育委員会事務局及び教育機関の職員に係る平成 29 年 3 月 31 日付及び同年 4 月 1 日付人事異動を発令したいので、この案を提出する。